

三、個人情報保護と学会誌編集

瀧澤利行

茨城大学教育学部・日本医史学会編集委員

一、本稿の目的

本稿では、医史学に関する学術研究誌である本学会誌の編集にあたって、個人情報の保護および二〇〇三年(平成十五年)に制定された「個人情報の保護に関する法律」(平成一五年五月三十日法律第五十七号)をどのように考え、学会誌の編集上において生じてくる個人情報保護をめぐる諸問題を建設的に解決していくことができるかを検討していくための論点を明確にすることを目的とする。なお、本稿は個人情報の保護に関する法的な問題を専門的に検討することを目的とするものではなく、あくまでも学会誌編集の立場から検討を要すると思われる諸論点を指摘することと、それに関する若干の筆者の見解を示すにとどめるものである。筆者の見解もまた学会誌編集の立場からの個人的な小考に過ぎない。また、問題の性質上、検討の範囲は個人情報の保護に関わる法的問題や学会誌編集の技術上の問題のみならず、研究倫理面についても一定の言及がありうるこ

とを記しておきたい。もとよりそれが編集委員会における研究倫理面での合意であるわけではなく、やはり筆者の私見に過ぎないことを予め述べておきたい。

二 「個人情報の保護に関する法律」の意義

「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法あるいは本法）は、その第一条で「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とされている。本法の趣旨が、情報通信技術が高度に発達し、それにもとづいて情報社会が進展したことにもなつて、個人に関するさまざまな情報の利用の頻度と範囲が著しく拡大してきたことを背景とし、個人情報の有用性に配慮しつつも、個人のプライバシーや人格の尊厳、生活上の権利や利益を保護する必要性が生じてきたことを与件としていることがわかる。それとともに、「個人のその人自身に関わる情報はその個人の所有物である」という観点から情報を考えるべきであるという、情報の個人帰属性を強調する考え方を背景としていることも窺われる。

本法第二条では、「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と個人情報を定義している。この第二条は、特に医学研究のように、人物の歴史的情報を研究対象とする学問領域においてはとりわけ重要な内容である。個人情報保護法では、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」であつて、その情報によ

ってその情報が帰属する個人が特定できるという「識別可能情報」(識別可能性)であるという点に個人情報という概念の解釈の力点をおいている。

また、この個人情報の定義に関わって、「個人情報データベース等」に関しては、「個人情報を含む情報の集合物」とし、「容易に検索が可能である」という「検索可能性」を重視した定義をおこなっている。なお、「個人データ」とは「個人情報データベース等を構成する個人情報」であり、「保有個人データ」とは「個人情報取扱事業者」が開示、訂正等の権限を有する個人データであると定義づけられている。

ここで医史学研究において重要な点は、本法の規制の対象となっている「個人情報」とは、あくまでも「生存する個人」に関する情報であるということである。ここで、まず医史学研究において生存者を研究対象とするか、物故者を研究対象とするかで大きく個人情報保護法に関わる姿勢が異なりうるという状況を認識しなければならぬ。

医史学研究が医学史上の人物の事績や思想を考察する場合、多くの場合は物故者を対象とする。その場合には、第一義的に本法を適用される妥当性を有さない。すなわち、物故者の個人的情報は、法による「個人情報」には含まれないから、この場合には直接的に個人情報保護法の内容それぞれ自体に留意しながら研究をおこなっていく必要はない。

では、医史学研究における物故者の情報は、個人情報の保護という観点からみてまったく制限のない情報なのか。この場合はむしろ法的な問題よりも研究倫理の問題に属することになるので、これについては後述する。ただし、医史学において対象とする歴史上の人物の場合、少なからぬ例で家系が存続して、子孫あるいは祭祀継承者が現存する場合がある。こうした例では、研究の対象となる人物が物故者であっても研究の過程で現存する係累の個人情報に触れる必要または蓋然性が生じることがある。すなわち、物故者の個人的情報であっても、物故者の子孫縁者で現に生存している者にとっては個人情報に属する場合がある。この場合には、本法による保護の対象になりうる。この点は、医史学研究などでは特に重要な論点である。

個人情報保護の基本理念は、本法第三条に「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。」とあるように、個人情報は個人の人格尊重の理念にもとづいて、個人の人格的尊厳を損なわないことにおかれる。個人の人格的尊厳を法的に保護するために、個人情報を扱う者にその取り扱いに最大限の配慮と適正さをもとめるところにある。したがって、個人情報は人格権の重要な構成要素であるという観点にたち、個人情報の濫用は、その個人の人格権の侵害に相当すると考え、それに反した場合の法的責任を問うところに本法の趣旨があるといえる。

三、個人情報取扱事業者と学会活動

本法におけるいま一つの論点は、個人情報を取り扱うことを業とする、あるいは取り扱うことがある法人や団体を「個人情報取扱事業者」として、個人情報の取り扱いに対して、「利用目的の特定、利用目的による制限」「適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等」「データ内容の正確性の確保」「安全管理措置、従業者・委託先の監督」「第三者提供の制限」などの義務を課している。個人情報取扱事業者に該当する場合には、本法に定めるこうした義務を履行しなければならない。こうした義務に違反した場合、主務大臣は取扱事業者に対して勧告または命令することができると思われる。

ただし、本法第五十条第一項において、適用除外として「報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、個人情報取扱事業者としない。」と定めている。本条によって、学術研究団体は学術研究の用に供する目的で個人情報を扱う場合には、個人情報取扱事業者として負う義務の適用を除外される。それは憲法上定めた表現の自由、思想信条の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由などを保障することを担保するためである。この目的

と概念に合致する場合には、法が対象とする生存者の個人情報についても、本法の規制的事項の適用が除外されることになる。ただし、法の前提には個人情報を取り扱う事業者の自律的な個人情報保護の取り組みがあるので、法の適用があるか否かにかかわらず、学術研究団体が自主的かつ自律的な個人情報保護の規範を形成することは不可欠であるというまでもない。第五十条第三項において、「第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。」と定めていることは、そうした理念に由来していると考えることができる。

四・ 研究倫理としての個人情報保護

このようにみてくると、学術研究団体における個人情報保護は、研究倫理という観点でとらえて、はじめて具体的課題として浮上してくるといえる。このことを学会誌編集という観点から、各学会における学会誌編集の現状を参酌しながら検討していきたい。

二〇〇四年(平成十六年)六月に厚生労働省と文部科学省は共同で「疫学研究に関する倫理指針」を発表した。これは、個人情報を取り扱うことが多い疫学研究に対して明らかにされた公的な倫理基準として重要な意味をもっている。この指針では、情報を取り扱う機関の長の責務、利用目的の特定、利用目的による制限などの一般的規範とともに、「情報の匿名化(連結不可能匿名化)」「個人の特定情報の安全管理」「試料提供者に対するインフォームドコンセント」などの具体的な手続きのあり方が定められている。これは、個人情報の漏洩防止と人権保護の観点から明示されている。また、試料の提供は、あくまでも自由意志にもとづくものでなければならぬ。また、研究対象者から個人情報の開示の請求があった場合には、いくつかの場合を除き開示に応じなければならない。また、扱わ

れる個人情報、有益な疫学情報として地域や社会の健康管理に、あるいは疾患の解明や新しい診断・治療法の開発に用いられることについて予め理解が得られていることが重要である。

しかしながら、疫学研究のように直接に生存者の個人情報を扱う事例がきわめて少ない研究スタイルの場合には、こうした疫学研究に関する倫理指針は適用しにくい。

この点で、日本産業衛生学会における産業保健研究倫理ガイダンスでは、以下のような研究倫理上のガイドラインを定めている。同学会では倫理面で十分な配慮が必要な研究として、

(1) 個人情報を取扱う研究

(2) 対象者に日常業務で経験される範囲を超える心理的、身体的、経済的な負担を与える研究

(3) 所属組織に過大な経済的負担を与える研究

の三つを挙げている。さらに、「産業保健研究のうち次に掲げるものについては、倫理面で一般的配慮のみで差し支えない。」として以下の研究を挙げている。

(1) すでに連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究

(2) 対制度、歴史、あるいは教育方法などの理論に関する研究

(3) 研究者が自ら所属する組織や機関が保有する集団情報のみを用いる研究

(4) 法規に基づき実施される調査のうち、その成果が公表されることが推奨される研究

(5) 事業場における産業保健活動の一環として対象者の健康の保持増進を目的として実施される調査のうち、その成果が公表されることが推奨される研究

この場合、倫理面での一般的配慮とは「産業保健研究は、研究対象者の尊厳および人権を尊重しつつ実施されなければならない。」の条項のみである。すなわち、制度や歴史の研究に関しては、研究対象者の尊厳および人権を尊

重しつつ実施することが要請されているのみである。この考え方にしたがえば、歴史研究における個人情報の保護は、一般的な人格的尊厳の尊重を主体とした配慮で足りるということになる。

学会誌編集において、個人情報保護の観点でその倫理性を判断する場合には、医史学研究の場合、一般論の水準ではこの「一般的な人格的尊厳の尊重」を基準とする判断がなされることになる。

五. 医史学研究および学会誌編集における個人情報保護の方向性

個人情報保護の問題は、個人情報の国際的流動化の動向の下で、情報共有と流通の代償として、その保護の必要性が検討されたことに端を発している。すでによく知られているOECD（経済協力開発機構）の個人情報保護に関する八原則、すなわち①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則は、いずれも現存する個人の人格的尊厳の尊重と個人情報の取得、利用によって生じる実害の防止にその意義がある。

歴史研究である医史学研究において、そのような研究対象者としての現存個人に対する実害性が生じる事例は少ないために、OECD原則が総論的には適合しても、具体的事例において問題とされる場合は、さほど生じないと考えられる。むしろ、医史学研究および学会誌編集の課題としては以下のような問題をどのように考えるかが問われることになるだろう。

(1) 物故者の個人情報収集し、開示することを研究の主たる内容とする場合の個人情報の収集範囲とその学問的整合性をどのように考えるか

(2) 過去帳、家系、係累などの個人情報を開示する場合に、子孫、祭祀継承者が現存する場合に、その者への許諾の必要の有無をどのように考えるか

(3) 物故者の病歴などの個人情報の研究目的として収集し、開示する場合の正当性をどう考えるか

これらの問題は、医史学研究においては、研究内容の中核になりうるだけにあまりに強い規制は研究姿勢を萎縮させることにもつながりかねず、慎重な対応が必要である。ただし、個人情報保護法が成立した現在、個人情報取扱事業者の適用除外を受けているとはいえ、自律的な個人情報保護の規範形成が必要とされる状況にあることはまぎれもない現実である。

今後、学会誌編集上の個人情報保護事項の検討課題のみならず、学会全体としても研究の倫理的課題を検討する必要がある。具体的には以下のことについて検討が急がれよう。

(1) 少なくとも近い将来に個人情報保護に関する事項を含めた学会としての倫理規定を制定すること

(2) 学会誌編集においては、その倫理規定に準拠して研究が進められているか否かを受稿、受理の条件としていくこと

しかしながら、研究内容の性質上、研究の占有権（プライオリティ）とも関わり、単一基準で規制することには難しい面がある。今後の検討においては研究の主体性・自律性と学会としての公的責任（法的責任、社会的責任）をどのように調和させるかを含めて議論していく必要があるだろう。